

### ★ 健康保険限度額適用認定証について

「健康保険限度額適用認定申請書」の適用対象者欄の記載が漏れていることがありますので、対象となる方の氏名等の記入をお願いします。

また、健康保険限度額適用認定証の有効期限を経過、もしくは使用予定がなくなった場合は健保組合に返却してください。有効期限が経過しても使用予定がある場合は再度「健康保険限度額適用認定申請書」を提出してください。

### ★ 冬季賞与支払届の提出について

「賞与支払届」は、前回と同様に日本年金機構から直接送付される「賞与支払届（OCR用紙）」をご使用ください。OCR用紙に記入後、コピーしていただいた方を健保分、OCR用紙を年金分として各一部ずつご提出してください。その際、被保険者番号が年金の番号となっておりますので、健保分には被保険者証番号に訂正してください。

70歳以上75歳未満の被保険者がいる場合は健保分の余白(余白がない場合はお問い合わせください。)に追加してください。また事業主印の省略はできませんので各一部ずつ忘れずに押印してください。

「賞与支払届総括表」も同じくコピーし、それぞれに事業主印を押印の上ご提出してください。

FD・CD等の電子媒体、独自用紙での提出も可能です。

いずれの場合も日本年金機構に直接送付せずに健康保険組合に健保・年金分の両方を提出することになりますので、よろしくをお願いします。

なお、賞与を支給した場合は5日以内に「賞与支払届」を提出していただくことになっており、賞与を支給しない場合も不支給の届出が必要になりますので、届出漏れのないようお願いいたします。

### ★ ウォーキング・キャンペーン記録表の提出について

現在「第22回」ウォーキング・キャンペーンを実施中ですが、ウォーキング・キャンペーンの記録表を提出していただく際に、必要事項の記入が漏れている方や不鮮明な方が多数見受けられます。記録表を提出していただく際には、事業所名・被保険者証の記号番号・参加者氏名・合計歩数を必ず記入してください。

記録表の提出期限が12月17日(月)までとなっておりますので、期日までに健保組合へご提出ください。

### ★ 家族健診(特定健診)受診券の再交付について

昨年に引続き平成30年4月20日時点で被扶養者認定されている方を抽出し、40～74歳(当年度中)の被扶養者全員分の受診券を健保組合で事前交付させていただきましたが、受診券を紛失・毀損してしまった場合は「特定健診受診券申請書(家族)新規・再交付」の提出により、後日健保組合で再交付いたします。平成30年4月21日以降に被扶養者認定された方も同様に「特定健診受診申請書(家族)新規・再交付」を提出してください。受診券なく家族健診(特定健診)を受診した場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

平成30年度中に交付した受診券の有効期限は平成31年3月31日となっております。